

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 野田 粹之

総務文教委員長報告

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第54号 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

当委員会は、9月17日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第54号 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

委員からは、特定個人情報の利用目的の範囲について質疑があり、理事者からは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律では、税・社会保障・災害対策のうち特定のものに限定されており、市としては、独自利用事務として、地方税・社会保障・災害対策や、これらに類する事務のうち、当該条例で6項目を定めているとの説明を受けました。

また、委員からは、6項目以外の事務についても、協議等により利用することを可能とするような規定は、当該条例に記されているのかとの質疑があり、理事者からは、そのような規定はないとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。